

(証券コード 4022)
2026年6月5日
(電子提供措置の開始日 2026年5月29日)

株 主 各 位

東京都千代田区外神田一丁目18番13号

ラサ工業株式会社

代表取締役
社長執行役員 坂 尾 耕 作

第158期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第158期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第158期 定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.rasa.co.jp/ir/ir.html>



また、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ラサ工業」又は「コード」に「4022」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧くださいませようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、同封の議決権行使書用紙のご返送又はインターネット等による事前の議決権行使をすることができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2026年6月24日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区外神田一丁目18番13号
秋葉原ダイビル 5階カンファレンスフロア
（末尾の「株主総会会場案内」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第158期（自2025年4月1日至2026年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第158期（自2025年4月1日至2026年3月31日）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件
 - 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

以 上

-
1. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載内容をご確認ください。
 2. 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 3. ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款の規定に基づき、次の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結計算書類の「連結注記表」
 - ・計算書類の「個別注記表」
 4. 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知は、当日会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。
 5. 当日ご出席できない場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 6. 株主総会にご出席くださる株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
-

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2026年6月25日(木曜日) 午前10時 (受付時間 午前9時)

場所 東京都千代田区外神田一丁目18番13号
秋葉原ダイビル 5階カンファレンスフロア
(末尾の「株主総会会場案内」をご参照ください。)

書面により議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年6月24日(水曜日) 午後5時30分到着分まで

インターネット等により議決権を行使される場合



当社指定の議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

詳細は4頁から5頁をご覧ください。

行使期限 2026年6月24日(水曜日) 午後5時30分まで

(1) ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

スマートフォンで、議決権行使書用紙右下のQRコードを読み取れば、議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

(2) 議決権行使コード・パスワード入力による方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。
- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使の際の注意点

- ① 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ② インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使ウェブサイトについて

- ① パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、セキュリティ設定等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。詳細につきましては、下記ウェブサポート専用ダイヤルにお問い合わせください。
- ② 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担とさせていただきます。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号： **0120-652-031**（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9：00～午後9：00）

以 上

事業報告（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が継続し、賃金と物価の好循環への期待が高まる中、景気は緩やかに回復いたしました。しかしながら、米国の通商政策による世界経済への影響や中東情勢の緊迫化によるさらなる物価上昇が個人消費を下押しするとともに事業環境への影響も懸念され、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の中で、当社グループは、長期ビジョン「RasaVision2033」を掲げており、当年度は、このビジョン実現に向けた“種まき”の期間（フェーズ1）と位置づける「中期経営計画2026（2024年度～2026年度）」の2年目として、引き続き「経営資源の最適化と収益力強化を推進し、企業価値向上への基盤強化を図る」ことを基本方針とし、キャッシュアロケーションに基づいた適切な資源配分による資本効率の向上と、コア事業の収益力強化及び成長事業の拡大による資本収益性の向上に注力いたしました。これらに加え、環境・社会・ガバナンスにおけるマテリアリティ（重要課題）への対応やDXの推進にも注力し、企業価値の向上に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、477億27百万円（前年同期比5.1%増）、営業利益60億12百万円（前年同期比26.9%増）、経常利益61億91百万円（前年同期比34.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、43億59百万円（前年同期比39.2%増）となりました。

化成品事業

燐酸などの燐系製品につきましては、一般品向けが引き続き低調に推移し減収となりましたが、半導体向け高純度品は国内向けの減収分を海外向けの堅調な販売が補い、全体では増収となりました。

凝集剤関連製品につきましては、電子部品のエッチング用途向け製品が減収となったものの、上水道向け製品が堅調に推移した結果、全体では増収となりました。

コンデンサー向け原料につきましては、若干の減収となりましたが、一部の購入品販売が増収となりました。

機械事業

建設機械につきましては、破碎機などの本体販売やプラント販売が低調に推移し減収となり、消耗部品販売及び精密機械加工は増収となったものの、全体では減収となりました。

土木機械につきましては、下水道関連向け掘進機のレンタル物件が引き続き堅調だったことに加え、本体販売の海外向け販売が伸長し増収となったことで、全体でも増収となりました。

電子材料事業

化合物半導体向け高純度無機素材につきましては、化合物半導体市況が堅調に推移し、赤燐、インジウムは増収、ガリウムはスポット販売もあり大きく増収となりました。

その他の事業

石油精製用触媒の再生事業は、若干の減収となりました。不動産の賃貸は、ほぼ前年並みに推移しました。

事業別	売上高(百万円)	前連結会計年度比(%)
化成品事業	39,956	4.7
機械事業	4,197	△6.5
電子材料事業	2,395	52.1
その他の事業	1,176	△0.8
合計	47,727	5.1

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は38億98百万円で、化成品事業における半導体向け高純度燐酸の増産投資や、既存設備の維持・合理化投資を主とするものです。

(3) 資金調達の状況

当社グループの当連結会計年度における資金調達は、銀行借入を主としており、社債もしくは新株の発行等を行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、創業120周年である、2033年を見据えた長期ビジョン「Rasa Vision 2033」を策定し、これを実現するための“種まき”の期間と位置づける「中期経営計画2026」が今年、最終年度を迎えます。

“種まき”を完成させ、次の“育成”フェーズへ繋げるべく、当社グループといたしましては、引き続き「中期経営計画2026」に掲げる「経営資源の最適化と収益力強化を推進し、企業価値向上への基盤強化を図る」を基本方針として、経営資源最適化のための体制構築、新規事業の創出、人材戦略への注力などの経営課題に取り組むとともに、先端半導体の需要増加を確実に取り込み、当社グループの持続的な成長を実現すべく、適切な設備投資と安定的な供給体制の整備を進めてまいります。

また、部門別の重点施策として、次に掲げる事項に取り組んでまいります。

化成品事業

- ・ 燐系製品の拡販と品質向上
- ・ 凝集剤関連製品の高機能化と収益安定化
- ・ 高純度燐酸のリサイクル実用化
- ・ コンデンサー向け原料の操業の安定化とさらなる省力化
- ・ 新製品開発の研究開発体制の強化と技術確立

機械事業

- ・ 機械本体と部品の入替需要やプラント設備の需要の取り込み
- ・ 掘進機の需要動向に応じた市場への深耕
- ・ 新規市場開拓

電子材料事業

- ・ 高純度無機素材の品質とコスト競争力の向上とシェア拡大
- ・ 放射性ヨウ素吸着剤の継続的販売の実現
- ・ 次世代半導体用材料の開発

その他の事業

- ・ 石油精製用触媒再生事業の受注安定化と国内外の新規需要獲得
- ・ 不動産事業の収益維持

当社グループは、上記諸施策に加え、「サステナブルな未来の実現」を目指し、気候変動への対応と循環型社会の構築、安全かつ安定操業の継続、経営管理の強化などの経営課題に取り組んでいくとともに、株主還元の上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
売 上 高 (百万円)	49,600	42,788	45,421	47,727
経 常 利 益 (百万円)	4,690	3,396	4,602	6,191
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益 (百万円)	3,232	2,382	3,131	4,359
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	81.67	60.30	79.75	111.63
純 資 産 (百万円)	23,252	24,966	27,877	31,840
総 資 産 (百万円)	47,552	44,323	45,838	49,973

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益を期中平均の発行済株式の総数（自己株式を控除）で除して算出しております。
2. 当社は、2026年4月1日付で、株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益につきましては、当該株式分割が2023年3月期の期首時点で行われていたと仮定して算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
ラサ晃栄株式会社	49百万円	100%	化学工業薬品の製造販売
理盛精密科技股份有限公司	200百万台湾元	100%	化学工業薬品の製造販売

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業	主要製品及び事業内容
化成品事業	電子工業用高純度磷酸、磷酸、無水磷酸、強磷酸、磷酸二次塩類、水処理用凝集剤、消臭剤、コンデンサー向け原料
機械事業	破碎機、選別機、都市ごみ・産業廃棄物処理機械、各種プラント、粉体機、掘進機、電子ビーム溶接加工、鋳鋼品
電子材料事業	高純度無機素材の製造及びリサイクル、レジスト剥離剤、塗布剤、放射性ヨウ素吸着剤
その他の事業	石油精製用触媒再生、不動産の賃貸

(8) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所及び工場

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都千代田区	宮古工場	岩手県宮古市
東北営業所	宮城県大崎市	三本木工場	宮城県大崎市
大阪営業所	大阪府大阪市北区、淀川区	伊勢崎工場	群馬県伊勢崎市
福岡営業所	福岡県筑後市	野田工場	千葉県野田市
宮古事業所	岩手県宮古市	大阪工場	大阪府大阪市大正区
		羽犬塚工場	福岡県筑後市
		東北整備所	宮城県岩沼市

② 子会社

ラサ栄株式会社	本社	東京都千代田区
	工場	埼玉県草加市
ラサティール株式会社	本社・工場	福岡県筑後市
理盛精密科技股份有限公司	本社・工場	台中市〔中華民国(台湾)〕

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減数
631名	3名増

(注) 従業員数には、常勤嘱託者を含み、出向者、臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	2,454
株式会社三菱UFJ銀行	1,670
農林中央金庫	1,285

2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
(2) 発行済株式の総数 7,944,203株 (自己株式131,934株を含む。)
(3) 株主数 11,363名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	714	9.14
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	473	6.05
ラサ工業取引先持株会	442	5.65
片山 晃	397	5.08
株式会社RS Technologies	396	5.07
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	309	3.95
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/ FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	270	3.46
株式会社みずほ銀行	250	3.21
株式会社三菱UFJ銀行	200	2.56
朝日生命保険相互会社	200	2.56

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (131,934株) を控除して計算しております。
2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	3,906	4
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、発行可能株式総数は100,000,000株に、また、発行済株式の総数は39,721,015株にそれぞれ増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2026年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
坂尾 耕作	代表取締役社長執行役員	
望月 哲夫	代表取締役常務執行役員 経理部長、IR担当、総務部管掌	
上田 秀紀	取締役常務執行役員 研究開発担当、化成系事業部・機械事業部・電子材料事業部・NCRI営業部管掌	理盛精密科技股份有限公司董事長
北田 勝誠	取締役上席執行役員 経営企画室長、DX推進担当	
齊藤 隆	取締役（常勤監査等委員）	
山本 卓司	取締役（常勤監査等委員）	
菊池 達也	取締役（監査等委員）	公益財団法人朝日生命成人病研究所理事長 ニチモウ株式会社社外取締役（監査等委員）
藤田 美穂	取締役（監査等委員）	足立・ヘンダーソン・宮武・藤田法律事務所弁護士

- (注) 1. 齊藤隆氏、山本卓司氏、菊池達也氏、藤田美穂氏は社外取締役であります。
2. 当社は、齊藤隆氏、山本卓司氏、菊池達也氏、藤田美穂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 齊藤隆氏は、金融機関において要職を歴任し、豊富な専門知識と経験を有するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 山本卓司氏は、金融機関における長年の経験に加え、他社において企業経営に携わるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、4名の監査等委員のうち2名が常勤監査等委員に就任しております。常勤監査等委員を選定している理由は、日常的な情報収集や取締役会以外の重要な会議への出席、会計監査人及び内部監査部門と十分な連携を図ること等により、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
6. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2026年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

氏名	地位	担当
巖 正 顕	上席執行役員	電子材料事業部長兼営業部長、NCRI営業部担当
宮 野 隆 徳	上席執行役員	化成系事業部長兼営業部長
羽 部 吉 弘	執行役員	総務部長
武 田 元 之	執行役員	電子材料事業部三本木工場長
永 吉 博 之	執行役員	機械事業部長
萩 原 一 禎	執行役員	化成系事業部大阪工場長

(2) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、①において、「取締役」という。）の個人別の報酬の内容等にかかる決定方針の決議をしております。なお、この決議内容に基づき、指名・報酬委員会に対する諮問を行い、妥当とする答申を受けております。

ア. 報酬に関する基本方針

当社の取締役に対する報酬は、当社の持続的成長を目指すとともに、中長期的な企業価値と、業績の安定的な向上、人材の確保のため、株主利益と連動した報酬体系を目指しております。

当社の取締役に対する報酬は、固定報酬と変動報酬により構成しております。

このうち変動報酬は、短期インセンティブとしての業績連動報酬と、中長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬（RS）を採用しております。

イ. 固定報酬に関する方針

固定報酬については、取締役の職務遂行の対価として役割・責務に応じて、役位毎に支払われる報酬とします。これは同規模の他社水準や、当社の収益等を総合的に勘案して定めております。

なお、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は、固定報酬のみとしております。

ウ. 変動報酬等に関する方針

変動報酬のうち、短期インセンティブとしての業績連動報酬は、さらに業績テーブル報酬と分社業績報酬に分けて評価しております。

業績テーブル報酬は、当該事業年度の業績を、過去の業績に基づくテーブルと、中期経営計画における年度毎の連結経常利益の達成度に応じてそれぞれAからEまでの5段階で評価しております。

過去の業績に基づくテーブルは、直近10年間の連結経常利益を指標とし、最高値と最低値を除いた8年間の業績に基づき算定し、平均値を中央値として判定しており、平均値を一定以上に上まわることを目指しております。

中期経営計画に基づく業績は、年度毎に定めた連結経常利益を達成することを目指して判定しております。

この二つの基礎となる業績の数値は、毎年見直しております。

業績テーブルの指標に連結経常利益を用いたのは、企業経営の目的がグループトータルとして利益を生み出すことであり、当社においては持分法利益を含む連結経常利益が最も相応しいと判断しております。

分社業績報酬は、個別決算と連結子会社（理盛精密科技股份有限公司）の決算をもとに、事業部門毎の業績をAからEまでの5段階に評価しております。なお、全社を統括する取締役及び管理部門の取締役は、各部門業績を集計した全社業績で判定されております。具体的には、全社及び部門別の投下資本や保有資産状況を加味して算定した利益水準（標準利益）の達成状況と、対前年度増減率との二つの要素から5段階評価を行い、役位に応じて金額を決定しております。なお、この部門別評価は、従業員の賞与決定の際にも使われており、労使一体となり会社業績の向上を目指しております。

エ. 非金銭報酬等に関する方針

当社は、中長期インセンティブとして、譲渡制限付株式報酬（RS）を導入しております。この目的は、業務執行取締役が株主と株価の変動によるメリットとリスクとの価値を共有することで、株価と企業価値向上への取締役のモチベーションを高めることを目指しております。

オ. 報酬等の割合に関する方針

役員報酬の構成割合は、概ね以下の表に示すとおりであります。

		役位別の役員報酬の構成割合（％）					
		取締役会長	取締役社長 執行役員	取締役専務 執行役員	取締役常務 執行役員	取締役上席 執行役員	
固定報酬	取締役の職務遂行の対価として、役割・責務に応じて役位毎に支払われる報酬 同規模の他社水準や、当社の収益等を総合的に勘案して定めている	60-76	59-75	64-82	65-83	68-85	
変動報酬	(短期インセンティブ) 業績連動報酬	業績 テーブル 報酬 過去の業績に基づく5段階評価 中期経営計画の達成度に基づく5段階評価	21-0	22-0	22-0	22-0	20-0
	(中長期インセンティブ) 譲渡制限付 株式報酬（RS）	分社業績 報酬 部門別の業績に基づく5段階評価 当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブ効果を高め対象取締役と株主の皆様とのさらなる価値共有を進める役位に応じて年1回支払う	19-24	19-25	14-18	13-17	12-15
	合 計		100	100	100	100	100

なお、取締役の報酬の構成割合には、使用人給与部分も含んでおります。また、地方に生活の本拠を置き、本社勤務のため住居の賃貸を必要とする場合は、別途固定報酬に定額の補助を上乗せするものとしており上記構成割合には含んでおりません。

カ. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

業績テーブル報酬、分社業績報酬については、4月から翌年3月の事業年度毎に、毎年評価を行うものとしております。なお、業績テーブル報酬と分社業績報酬に関しては、翌期も在任する取締役に対しては、7月から翌年6月までの固定報酬に均等に加算して支払い、退任する取締役には、株主総会の翌月に一括支給しております。また、期中に退任する取締役に対しては、未支給分を精算の上、支給しております。

譲渡制限付株式報酬（RS）は、役位に応じて年1回交付しております。ただし、譲渡制限の解除は、退任時としております。

キ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社は、社外取締役を過半数とする任意の指名・報酬委員会を設置しております。取締役の報酬は、取締役会から指名・報酬委員会に対し、株主総会決議で定められた範囲内で、報酬総額を明示した上で諮問し、指名・報酬委員会の答申を経て、取締役会において決定しております。各取締役への具体的配分に関しては、代表取締役への報酬一任決議を取得した上で、前記報酬総額の範囲内で決定しております。なお、報酬を一任した理由としては、報酬テーブルが予め定められており、業績連動報酬等の指数も、業績により導き出されるので、客観性は保たれているためであります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） （内社外取締役）	100 （—）	62 （—）	21 （—）	16 （—）	4 （—）
取締役（監査等委員） （内社外取締役）	45 （45）	45 （45）	— （—）	— （—）	4 （4）
合 計 （内社外役員）	145 （45）	107 （45）	21 （—）	16 （—）	8 （4）

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬額は、2019年6月27日開催の第151期定時株主総会において、年額160百万円以内（うち社外取締役10百万円以内。ただし、使用人分給与を含まない。）と決議されております。なお、決議時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は7名でした。
2. 報酬のうち非金銭報酬等は譲渡制限付株式報酬（RS）であり、本制度により付与されます株式報酬は、(注)1とは別枠で、2021年6月29日開催の第153期定時株主総会において、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は年額23百万円以内、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年24,000株以内と決議されております。なお、決議時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は7名でした。当該株式報酬の交付状況については「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。
3. 取締役（監査等委員）の報酬額は、2019年6月27日開催の第151期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されております。なお、決議時点の取締役（監査等委員）の員数は4名でした。
4. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
5. 取締役（監査等委員）に対する報酬は、固定報酬のみとなっております。
6. 取締役（監査等委員を除く。）の業績連動報酬に関しましては、「4. (2) ①ウ変動報酬等に関する方針」の記載に基づく評価により支給されており、指標となる事業年度（2025年3月期）の経常利益は4,602百万円でした。各評価については、業績テーブル報酬は、業績がA、中期経営計画がAで、分社業績報酬は、機械事業部、電子材料事業部がE、NCRI営業部がB、その他がAであり、業績連動報酬の合計は、21百万円となりました。なお、取締役（監査等委員を除く。）の報酬額は、任意の指名・報酬委員会を設置し、同委員会に対する諮問、答申を経て取締役会において決定し、具体的配分に関しては、この答申の範囲内で、代表取締役社長執行役員である坂尾耕作氏、代表取締役常務執行役員経理部長、IR担当、総務部管掌である望月哲夫氏へそれぞれ報酬一任決議を取得した上で決定いたしました。

(3) 社外役員に関する事項

① 齊藤 隆（常勤監査等委員）

- ア. 他の法人等の業務執行者の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員との重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

- エ. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会10回の全てに出席し、また、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。主に金融における豊富な専門知識と経験に基づき、議案・審議等に関して必要な発言を適宜行っております。また、任意の指名・報酬委員会の委員を務めるなど、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
- オ. 当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

② 山本卓司（常勤監査等委員）

- ア. 他の法人等の業務執行者の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員との重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会10回の全てに出席し、また、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。主に財務及び会計に関する高い知見と企業経営に関する豊富な知識と経験に基づき、議案・審議等に関して必要な発言を適宜行っております。また、任意の指名・報酬委員会の委員を務めるなど、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
- オ. 当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

③ 菊池達也（監査等委員）

- ア. 他の法人等の業務執行者の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
公益財団法人朝日生命成人病研究所理事長であります。当社と同研究所との間には健康診断の取引があり、当事業年度の支払額は1百万円未満であります。

- イ. 他の法人等の社外役員との重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
ニチモウ株式会社社外取締役監査等委員であります。当社と同社との間に特別の利害関係はありません。
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会10回の全てに出席し、また、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。主に企業経営者としての豊富な知識と経験に基づき、議案・審議等に関して必要な発言を適宜行っております。また、任意の指名・報酬委員会の委員を務めるなど、経営陣に対し高い見識に基づく意見表明やコンプライアンスに関する指導監督をするなど重要な役割を果たしております。
- オ. 当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

④ 藤田美穂（監査等委員）

- ア. 他の法人等の業務執行者の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
足立・ヘンダーソン・宮武・藤田法律事務所弁護士であります。当社と同事務所との間に特別の利害関係はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員との重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会10回の全てに出席し、また、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。主に長年にわたる弁護士としての豊富な経験と専門的知識に基づき、議案・審議等に関して必要な発言を適宜行っております。また、任意の指名・報酬委員会の委員を務めるなど、法律の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を確保するなど重要な役割を果たしております。
- オ. 当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び監査役並びに執行役員を被保険者として、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額を設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | 40百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 40百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 当社監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手、報告を受けただうえで、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行い、会計監査人の報酬額について会社法第399条第1項の同意をしております。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社である理盛精密科技股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が職務の遂行を適正に行うことが困難と認められる場合、その他必要があると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、「内部統制システムの基本方針」に基づく当事業年度における運用状況を踏まえ、2026年3月31日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムの基本方針」）を一部改定する決議を行い、2026年4月1日より施行しております。

本改定は、リスクマネジメントを経営上の重要課題と位置づけ、相互補完の関係にあるリスクマネジメントとコンプライアンスを一体として検討・運用すべく、同日付で「コンプライアンス委員会」を「リスク・コンプライアンス委員会」に改組したことに伴うものです。改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

① 当社及び当社子会社（以下当社グループという。）の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、役職員に対しコンプライアンス行動基準を定め、法令、社内規則、善良なる社会慣行などを誠実に遵守するとともに、ステークホルダーの基本的権利を尊重し、倫理観と良識を持って事業活動を行い、社会的信頼の向上を図っていく。また、企業倫理規程、個人情報保護基本規程、内部情報管理及び内部者取引規制に関する規程などを遵守し、コンプライアンスを徹底した経営を推進する。

当社は、代表取締役社長執行役員以下取締役等で構成される「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しており、当社グループのコンプライアンスとリスクマネジメントにおける法令遵守の監視機能を担保するため、監査等委員会が選定する監査等委員出席のもと開催することとしている。コンプライアンスの実効性確保の具体的な仕組みとしては、当社グループの役職員が会社の業務に関して、法令諸規則及び企業倫理規程に抵触するおそれがあると判断したときは、地区毎に定めている法令遵守管理者や、社外に設置している相談窓口である弁護士事務所へ直接相談などを行うことができるものとしている。これらの窓口からの通報が、当社グループに重大な影響を及ぼす懸念のあるコンプライアンス上の問題である場合、リスク・コンプライアンス委員会を開催し、その調査及び社外公表、再発防止策につき審議し、具体的な措置を速やかに行い社会的信頼の回復に対処することになっている。

リスクマネジメントの実効性確保の具体的な仕組みとしては、代表取締役社長執行役員が務めるリスク・コンプライアンス委員会の議長が任命したリスクマネジメント体制全般に関する最高責任者であるリスクマネジメント統括責任者がリスク管理者を任命し、リスク管理者は、リスク対策計画の立案、実行、定期的な状況報告、改善策の検討を行っている。リスク・コンプライアンス委員会は、それらに関する重要事項を承認・決定している。

当社は、内部監査の職務を執行するための組織として、代表取締役社長執行役員直属の内部監査室を設置している。内部監査室は、各事業部門並びに管理部門及び主要な子会社の職務の執行が法令及び定款に適合し、有効かつ効率的に行われることにつき定期的に内部監査を実施し、その結果に提言事項などがあったときはフォローアップ監査を行う。また、財務報告の正確性を確保するための体制の監査を行うシステムを構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他重要な会議における業務の執行の状況を記録した文書及び財務情報などの重要な文書については、文書管理規程等に基づき保管する。取締役は、これらの文書などを常時閲覧できるものとしている。

③ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社の子会社の役職員から、当社子会社の取締役等の職務の執行について、関係会社方針検討会議や関係会社予算会議などにより、定期的及び必要に応じて報告を受ける体制を構築している。

④ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の損失の危険の管理に関しては、稟議規程、経理規程、与信管理規程に従うほか、社内分社制度を採用している事業部門毎に、それぞれの取引先の業態・業績などを勘案の上、個々の取引の決裁をしている。また、当社の事業に関するリスクについては、取締役会、リスク・コンプライアンス委員会、経営会議、業務検討会などの会議を定期的及び必要に応じて開催し検討する。今後のリスクマネジメント体制を強化する観点から、付議基準・決裁基準などについては会社を取り巻く情勢などを勘案しながら常時整備・見直しを進めることとする。

当社子会社に関するリスクについては、当社は、子会社にリスクマネジメント体制の整備を求め、子会社の代表取締役社長をリスクマネジメント統括責任者として、リスク対策及びモニタリングを実施させている。子会社は、その実施状況及びモニタリング結果を当社へ報告している。

当社の役職員を子会社の役員に就任させることにより、取締役会などの会議への出席を通じて情報の収集・管理を行っている。

当社の内部監査室が全社を俯瞰する立場で、管理部門、事業部門及び主要な子会社のリスク管理の状況をチェックし、代表取締役社長執行役員から取締役会に報告することとしている。なお、将来において新たな重大なリスクが発生し、取締役会が対応を必要と判断する場合には、代表取締役社長執行役員が速やかに対応責任者を定め、事態の解決を図ることにしている。

⑤ **当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、社内分社制度を採用しており、各社内分社にそれぞれ権限を委譲するとともに、収益責任を分担させている。これにより意思決定の迅速化、専門性の強化を図りビジネスチャンスに対応するとともに、社内分社による組織の細分化が、個々の社員間の意思疎通を円滑にすることに繋がり、監視機能の充実を図っている。

当社は、社内分社組織を統括し、経営全般に亘る業務効率、経営資源の投入の最適化を図るため、取締役会において重要事項の決定、業務執行状況の監督を行うとともに執行役員（役付執行役員、上席執行役員を含む。）の業務分担を決定するほか、全社的観点から各種会議体を通じて、予算の決定、月別の決算状況の把握、方針の検討、対策の実行を行っている。

子会社においては、子会社の取締役会、予算会議にて経営効率の最適化を図り、当社との定期的な協議などを通じて、当社との連携を図っている。

⑥ **会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社の連結対象子会社に関しては、連結対象子会社の取締役との間で、当社役付執行役員と経営企画室担当執行役員が参加する関係会社方針検討会議を定期的に持つほか、リスク顕在化のおそれのある事態が生じた場合はその都度設けている。また、関係会社予算会議により年度事業計画を管理するとともに、各連結対象子会社の取締役に、当社役員もしくは主要職員を選任することで、会社経営の主要な情報を入手し、適宜判断を行っている。

管理部門により、連結対象子会社の経営に関する主要な諸情報を定期的に収集するとともに、損益状況の把握を行っている。内部監査室は重要な業務プロセスが適正に行われたかどうかにつき監査を行っている。

経営企画室を中心として、連結対象子会社に関してのコンプライアンス体制を整備するための諸施策を進めている。

当社及び連結対象子会社の取締役は適正な財務報告書を作成することが極めて重要であることを認識し、この適正性を確保するため、作成過程において虚偽記載及び誤謬等が発生しないよう実効性のある内部統制を構築する。

⑦ **監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制及びその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項**

当社は、監査等委員会と人事担当役員が、監査等委員会を補助する専属の使用人についての必要性につき年1回協議を行っている。この専属の使用人を置

いた場合の指揮命令権限は監査等委員会が有し、人事異動及び社内規程に準拠した懲戒を行う必要が生じたときは、事前に監査等委員会の同意を得て行うものとしている。

また、監査等委員会が職務の補助を必要とする場合、管理部門の職員に監査業務に必要な事項を命ずることができるものとしている。

⑧ **取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに監査等委員会への報告を理由とした不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査等委員は、法令で定められた取締役に出席するほか、監査等委員会が選定する監査等委員は、経営幹部会、月次報告会、予算会議などの重要な会議に出席するとともに、代表取締役社長執行役員による決裁がなされた稟議書その他重要な報告書の全てが、直ちに回覧されることにより、重要な業務執行が報告される体制を整えている。

当社グループは、法令、定款等に違反する行為や、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実などを当社グループの役職員が発見した場合、直接又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会にも報告することとする。

監査等委員会が選定する監査等委員は、当社グループに重大な影響を及ぼす懸念のあるリスクやコンプライアンス上の問題が生じた場合、リスク・コンプライアンス委員会への出席を通じて事態の概要及び基本的な対処方針についての情報を入手することができる。

当社は、当社及び当社グループの役職員が、当社の監査等委員会に対して情報提供をしたことを理由として、不利な取扱いを行わないものとしている。

⑨ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社の監査等委員会は、業務執行を行っている代表取締役社長執行役員以下管理部門・事業部門及び監査部門の担当取締役及び担当執行役員（役付執行役員、上席執行役員を含む。）並びに主要な職員に対し、監査計画に基づく個別のヒアリングを定期的を実施するとともに、当社グループに重大な影響を及ぼす懸念のあるリスクやコンプライアンス上の問題が生じた場合、適宜、関連する役職員にヒアリング等を行うこととしている。また、監査等委員会は定期的及び必要に応じて会計監査人との間で意見の交換を行っている。

監査等委員の職務の執行に係る諸費用については、監査等委員会の要請に基づき毎年予算措置を行うものとする。また、職務の執行に係る費用等を請求された場合、速やかに応じるものとしている。

⑩ 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、ラサ工業コンプライアンス行動基準及び企業倫理規程に基づき、健全なる市民生活や社内秩序の安全に脅威をもたらす反社会的勢力・団体とは、警察、弁護士などの外部専門機関との密接な連携のもと会社全組織をあげて妥協することなく一切の関係を遮断するとともに、利益提供など不当な要求には一切応じないものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス

当社は、当事業年度においてコンプライアンス委員会（*）を6回開催し、法令遵守に関する事項の報告、法令遵守体制の整備、コンプライアンス・プログラムの策定等を行っている。

当社は、役職員に対して定期的に法令の遵守に関する教育研修等を行っている。当事業年度は下請法（現：取適法）を対象として実施しており、引き続きコンプライアンスの強化に取り組んでいる。

（*）当社は、リスクマネジメントとコンプライアンスを一体として検討・運用し、全社的なリスクマネジメント体制をより一層強化するため、2026年4月1日付で「コンプライアンス委員会」を「リスク・コンプライアンス委員会」に改組いたしました。

② リスク管理体制並びにグループ管理体制

当社は、当事業年度において取締役会10回、経営会議11回の開催等により、当社の事業に関する業務全般にわたる検討を通じて、リスク管理を行っている。また、「関係会社管理規程」に基づき子会社の管理を行っており、連結対象子会社に関しては、関係会社予算会議2回、関係会社方針検討会議1回の開催のほか、適宜の情報収集・管理を行っている。

③ 取締役の職務執行

当社の取締役会は、取締役4名（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役4名（全員が社外取締役）で構成し、当事業年度においては10回開催し、重要な意思決定と取締役の職務の執行の監督を行っている。

④ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制等

当社は、監査等委員会が定期的及び随時に実施する取締役及び使用人（子会社の取締役・監査役・使用人を含む。）に対する個別ヒアリング、並びに定期的を実施する代表取締役社長執行役員以下各取締役及び各部門責任者との意見交換につき、全面的に協力している。

また、監査等委員会及び子会社監査役・会計監査人・内部監査部門との三様監査体制を通じて、監査等委員会監査が実効的に行われるよう適正に対応している。

なお、当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当該使用人を置くことができることとしているが、常勤監査等委員と人事担当役員の協議の結果、当事業年度は置いていない。

(注) 事業報告中の記載金額及び株式数は、単位未満切り捨て表示となっております。

連結貸借対照表

2026年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	24,646	流 動 負 債	11,202
現金及び預金	4,823	支払手形及び買掛金	3,686
受取手形	81	短期借入金	3,814
電子記録債権	2,054	未払法人税等	1,131
売掛金	9,716	賞与引当金	519
商品及び製品	3,666	業績連動報酬引当金	53
仕掛品	1,242	その他	1,997
原材料及び貯蔵品	2,725	固 定 負 債	6,930
その他	335	長期借入金	3,693
貸倒引当金	△0	繰延税金負債	256
固 定 資 産	25,327	退職給付に係る負債	2,566
有 形 固 定 資 産	20,155	その他	414
建物及び構築物	3,933	負 債 合 計	18,132
機械装置及び運搬具	4,855	純資産の部	
工具、器具及び備品	1,015	株 主 資 本	29,406
土地	6,822	資本金	8,443
建設仮勘定	3,418	資本剰余金	17
その他	111	利益剰余金	21,262
無 形 固 定 資 産	48	自己株式	△317
投 資 そ の 他 の 資 産	5,123	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,434
投資有価証券	3,880	その他有価証券評価差額金	260
繰延税金資産	26	繰延ヘッジ損益	19
退職給付に係る資産	631	為替換算調整勘定	1,766
その他	588	退職給付に係る調整累計額	388
貸倒引当金	△3	純 資 産 合 計	31,840
資 産 合 計	49,973	負 債 純 資 産 合 計	49,973

連結損益計算書

(自 2025年 4月 1日)
(至 2026年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		47,727
売 上 原 価		36,767
売 上 総 利 益		10,960
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,947
営 業 利 益		6,012
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3	
受 取 配 当 金	38	
受 取 地 代 家 賃	32	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	337	
そ の 他	107	519
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	122	
休 止 鉱 山 鉱 害 対 策 費 用	123	
固 定 資 産 除 却 損	41	
そ の 他	52	340
経 常 利 益		6,191
特 別 損 失		
減 損 損 失	0	0
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		6,190
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,596	
法 人 税 等 調 整 額	235	1,831
当 期 純 利 益		4,359
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		4,359

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,443	7	17,965	△328	26,088
当期変動額					
剰余金の配当			△1,062		△1,062
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,359		4,359
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		10		13	23
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	10	3,297	10	3,317
当期末残高	8,443	17	21,262	△317	29,406

	その他の包括利益累計額					純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	78	△8	1,373	345	1,789	27,877
当期変動額						
剰余金の配当						△1,062
親会社株主に帰属する 当期純利益						4,359
自己株式の取得						△2
自己株式の処分						23
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	182	28	392	42	645	645
当期変動額合計	182	28	392	42	645	3,963
当期末残高	260	19	1,766	388	2,434	31,840

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数…………… 3社

連結子会社はラサ晃栄(株)、ラサスティール(株)及び理盛精密科技股份有限公司であります。

(2) 非連結子会社

非連結子会社は、(株)ラサプロテクトであります。

なお、非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数…………… 1社

持分法を適用した関連会社はSoulbrainRASA Co.,Ltdであります。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（(株)ラサプロテクト）及び関連会社（(株)関西塩酸センター他）は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社の決算日が連結決算日と異なるため、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、理盛精密科技股份有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたって、上記会社については、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの… 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

- ロ、デリバティブ…………… 時価法
- ハ、棚卸資産
 - 製品・仕掛品…………… 移動平均法による原価法
(ただし、機械事業に関するものは主として個別原価法。なお貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 - 原材料・貯蔵品…………… 移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ、有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法
ただし、当社の宮古工場触媒再生設備等（建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は除く）は定率法であります。
また、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。
 - 建物及び構築物…………… 8～45年
 - 機械装置及び運搬具…………… 6～12年
- ロ、無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- ハ、リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- イ、貸倒引当金
売上債権等に対する貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ、賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ハ、業績連動報酬引当金
取締役及び執行役員に対して支給する金銭の給付に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- イ、退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ、数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- ハ、小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を

適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、「化成事業」、「機械事業」、「電子材料事業」、「その他」の4つの事業領域において事業活動を国内外で行っております。

これらの事業における商品又は製品販売については、商品又は製品の引渡時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、当該商品又は製品の引渡時点で収益を認識しております。

なお、国内向け販売につきましては、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の間であるため、出荷時に履行義務を充足したとみなして、収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、返品等を控除した金額で測定しております。

一部製品につきましては有償支給取引に該当するため、加工代相当額のみを純額で収益計上しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

＜ヘッジ手段＞ ＜ヘッジ対象＞

為替予約 外貨建仕入債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

為替変動リスクの低減のため対象債務の範囲内でヘッジを行っております。そのうち、予定取引については、実需原則に基づき為替予約取引を行うものとしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、実需の範囲で行っているため、有効性の評価を省略しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	合計	1,167百万円 (1,196百万円)
繰延税金負債	合計	△1,397百万円 (△224百万円)
繰延税金資産 (負債) の純額		△230百万円 (972百万円)

※カッコ内の金額は、ラサ工業株式会社における計上額であります。

また、△は繰延税金負債を表します。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性は、将来加算一時差異の解消見込額及び将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより判断しております。

②主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としておりますが、当該事業計画における主要な仮定は、主要な各製品の販売数量であります。主要な各製品の関連市場（例えば半導体・電子部品関連市場等）は、一時的な縮小はあるものの、長期的には維持・拡大が見込まれるため、主要な各製品の販売数量は大幅には減少しないと仮定しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である販売数量は、市場動向の影響を受けるため見積りに不確実性があり、販売数量が変動した場合、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。翌連結会計年度以降に実際の販売数量が予想を大きく下回った場合には、課税所得が大きく減少し、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
担保に供している資産	百万円
建物及び構築物	2,731
機械装置及び運搬具	2,957
工具、器具及び備品	532
土地	4,483
その他	10
合計	10,715
上記資産に対する債務	
固定負債・その他	123百万円
合計	123
2. 有形固定資産の減価償却累計額	38,502百万円
3. 有形固定資産の取得価額から控除されている 保険差益等による圧縮記帳額	306百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、当該注記に記している事項は、株式分割前の株式数を基準としております。

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数	
普通株式	7,944,203株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	562	72	2025年 3月31日	2025年 6月30日
2025年11月13日 取締役会	普通株式	500	64	2025年 9月30日	2025年 12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	906	利益剰余金	116	2026年 3月31日	2026年 6月26日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資を含む必要資金を銀行等金融機関からの借入により調達しております。また、資金運用については基本的に安全性の高い商品（預金等）に限定しております。

受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金は短期及び長期で借入を行っております。デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、リスクヘッジ目的に限り行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金（1年内返済予定の長期借入金を除く）は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額（※1）	時 価 （※1）	差 額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券（※2）	858	858	—
(2) 長期借入金（※3）	(5,508)	(5,474)	(33)
(3) デリバティブ取引（※4）	28	28	—

(※1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	3,022

(※3) 1年内返済予定の長期借入金を、長期借入金に含めて記載しております。

(※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については () で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	858	—	—	858
デリバティブ取引 通貨関連	—	28	—	28

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	5,474	—	5,474

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、固定金利による長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、岩手県その他の地域において、賃貸用の商業施設その他の資産（土地を含む）を有しております。2026年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は503百万円（主な賃貸収益は売上に、主な賃貸費用は売上原価、販売費及び一般管理費に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日 における時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
2,889	77	2,967	3,698

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は資産の取得（179百万円）、主な減少額は減価償却費（99百万円）であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。その他の物件については、第三者からの取得時や直近の評価時点から一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、当連結会計年度に新規取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。
4. 沖縄県に保有している土地（連結貸借対照表計上額0百万円）は、市場性が存在せず、時価を把握することが極めて困難であるため、上表には含まれておりません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	化成品 事業	機械 事業	電子材料 事業	計		
顧客との契約から生じる収益	39,956	4,197	2,395	46,550	1,176	47,727

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、石油精製用触媒再生及び不動産の賃貸等を含んでおります。
2. 当社の顧客との契約から生じる収益は一時点で認識されます。
3. 「顧客との契約から生じる収益以外の収益の額」については重要性がないことから、顧客との契約から生じる収益と区分して表示しておりません。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「4. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	79 百万円
契約負債（期末残高）	449 百万円

- (注) 契約資産は残高がありません。契約負債は前受金であり、流動負債（その他）に含めております。なお、期首の契約負債を当連結会計年度の収益として認識しており、翌期に繰り越される金額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社の残存履行義務は、当初に予想される契約期間が1年以内の契約が大部分を占めるため、残存履行義務に配分した取引価格の注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 815円15銭
2. 1株当たり当期純利益 111円63銭

(注) 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更

当社は、2026年2月12日開催の取締役会決議により、2026年4月1日を効力発生日とする株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割について

(1) 株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2026年3月31日（火）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式を、1株につき5株の割合をもって分割いたしました。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	7,944,203 株
今回の分割により増加する株式数	31,776,812 株
株式分割後の発行済株式数	39,721,015 株
株式分割後の発行可能株式総数	100,000,000 株

③分割の日程

基準日公告日	2026年3月13日（金）
基準日	2026年3月31日（火）
効力発生日	2026年4月1日（水）

2. 株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項に基づき、取締役会決議により、2026年4月1日を効力発生日として、当社定款の一部を変更いたしました。

(2) 変更の内容

変更の内容は下記のとおりです。（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条	第6条
当社の発行可能株式総数は、 <u>2千</u> 万株とする。	当社の発行可能株式総数は、 <u>1億</u> 株とする。

(3) 変更の日程

取締役会決議日 2026年2月12日(木)

効力発生日 2026年4月1日(水)

3. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(2) 配当について

今回の株式分割は、2026年4月1日を効力発生日としておりますので、2026年3月31日を基準日とする2026年3月期の期末配当金については、株式分割前の普通株式数を基準に実施いたします。

貸借対照表

2026年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	17,432	流動負債	8,874
現金及び預金	3,127	支払手形	39
受取手形	48	電子記録債務	532
電子記録債権	2,043	買掛金	2,879
売掛金	7,028	短期借入金	1,200
商品及び製品	2,219	1年内返済予定の長期借入金	1,473
仕掛品	1,016	リース債務	5
原材料及び貯蔵品	1,385	未払金	662
前払費用	89	未払費用	130
関係会社短期貸付金	123	未払法人税等	601
その他	350	前受金	484
		預り金	52
固定資産	18,530	賞与引当金	482
有形固定資産	13,546	業績連動報酬引当金	53
建築物	2,486	その他	275
構築物	425	固定負債	6,745
機械及び装置	3,133	長期借入金	3,693
車両運搬具	33	リース債務	8
工具、器具及び備品	548	退職給付引当金	2,714
土地	6,394	その他	329
リース資産	12	負債合計	15,620
建設仮勘定	513	純資産の部	
無形固定資産	40	株主資本	20,066
借地権	14	資本金	8,443
ソフトウェア	12	資本剰余金	19
その他	12	その他資本剰余金	19
投資その他の資産	4,943	利益剰余金	11,921
投資有価証券	862	利益準備金	482
関係会社株式	2,213	その他利益剰余金	11,438
従業員長期貸付金	4	繰越利益剰余金	11,438
関係会社長期貸付金	86	自己株式	△317
繰延税金資産	972	評価・換算差額等	276
その他	808	その他有価証券評価差額金	256
貸倒引当金	△3	繰延ヘッジ損益	19
資産合計	35,963	純資産合計	20,342
		負債純資産合計	35,963

損益計算書

(自 2025年 4月 1日)
至 2026年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		32,595
売 上 原 価		25,303
売 上 総 利 益		7,291
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,076
営 業 利 益		3,215
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6	
受 取 配 当 金	135	
受 取 地 代 家 賃	32	
為 替 差 益	32	
そ の 他	44	250
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	113	
休 止 鉱 山 鉱 害 対 策 費 用	123	
固 定 資 産 除 却 損	40	
そ の 他	49	327
経 常 利 益		3,138
特 別 損 失		
減 損 損 失	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		3,137
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	925	
法 人 税 等 調 整 額	△20	904
当 期 純 利 益		2,233

株主資本等変動計算書

(自 2025年 4月 1日)
(至 2026年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金					
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	8,443	8	8	376	10,374	10,750	△328	18,875	
当期変動額									
剰余金の配当					△1,062	△1,062		△1,062	
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立				106	△106	-		-	
当期純利益					2,233	2,233		2,233	
自己株式の取得							△2	△2	
自己株式の処分		10	10				13	23	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	10	10	106	1,064	1,170	10	1,191	
当期末残高	8,443	19	19	482	11,438	11,921	△317	20,066	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	75	△8	66	18,941
当期変動額				
剰余金の配当				△1,062
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立				-
当期純利益				2,233
自己株式の取得				△2
自己株式の処分				23
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	181	28	209	209
当期変動額合計	181	28	209	1,401
当期末残高	256	19	276	20,342

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの… 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……………時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品……………移動平均法による原価法

(ただし、機械事業に関するものは主として個別原価法。なお貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料・貯蔵品……………移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）…………… 定額法

ただし、宮古工場触媒再生設備等（建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は除く）は定率法であります。

また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………20～39年

構築物…………… 8～45年

機械及び装置…………… 7～12年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率

により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 業績連動報酬引当金

取締役及び執行役員に対して支給する金銭の給付に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は「化成品事業」、「機械事業」、「電子材料事業」、「その他」の4つの事業領域において事業活動を国内外で行っております。

これらの事業における商品又は製品販売については、商品又は製品の引渡時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、当該商品又は製品の引渡時点で収益を認識しております。

なお、国内向け販売につきましては、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の間であるため、出荷時に履行義務を充足したとみなして、収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、返品等を控除した金額で測定しております。

一部製品につきましては有償支給取引に該当するため、加工代相当額のみを純額で収益計上しております。

一部連結子会社との取引につきましては代理人取引に該当するため、個別決算では手数料部分を純額で収益計上しております。

5. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

<ヘッジ手段> <ヘッジ対象>

為替予約 外貨建仕入債務及び外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

為替変動リスクの低減のため対象債務の範囲内でヘッジを行っております。そのうち、予定取引については、実需原則に基づき為替予約取引を行うものとしております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、実需の範囲で行っているため、有効性の評価を省略しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 合計 1,196百万円

繰延税金負債 合計 224百万円

繰延税金資産の純額 972百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表（会計上の見積りに関する注記）と同一であるため、記載を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
担保に供している資産	
建物	2,357 百万円
構築物	374
機械及び装置	2,925
車両運搬具	32
工具、器具及び備品	532
土地	4,483
合計	<u>10,705</u>
上記資産に対する債務	
固定負債・その他	<u>123 百万円</u>
合計	123
2. 有形固定資産の減価償却累計額	30,644 百万円
3. 偶発債務	
保証債務	
子会社の金融機関からの借入に対する保証債務	
理盛精密科技股份有限公司	458 百万円
ラサスティール株式会社	300
4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
(1) 短期金銭債権	756 百万円
(2) 短期金銭債務	570
(3) 長期金銭債務	2

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引

営業取引	
(1) 売上高	1,795 百万円
(2) 仕入高	1,766
営業取引以外の取引高	104 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	131,934株
------	----------

(注) 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、当該注記に記している事項は、株式分割前の株式数を基準としております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	152 百万円
退職給付引当金	855
販売用不動産評価損	87
減損損失	154
関係会社株式評価損	16
棚卸資産評価損	27
資産除去債務	24
その他	368
繰延税金資産小計	1,687
評価性引当額	△491
繰延税金資産合計	1,196
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△118
前払年金費用	△90
その他	△15
繰延税金負債合計	△224
繰延税金資産の純額	972

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	理盛精密科技股份有限公司	所有直接100%	債務保証等役員の兼任	債務保証(注)1 保証料の受入	458 0	— 未収入金	— 0
子会社	ラサスティール株式会社	所有直接100%	製品の仕入等役員の兼任	製品の仕入(注)2	1,326	買掛金	527
				資金の貸付(注)3 貸付金の回収	140 209	関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金	123 76

- (注) 1. 理盛精密科技股份有限公司については、金融機関からの借入について債務保証しており、年率0.05%の保証料を受領しております。
2. 製品の仕入については、市場価格を勘案して一般的取引と同様に決定しております。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(収益認識に関する注記)

- ・収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 520円79銭
2. 1株当たり当期純利益 57円18銭

(注) 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更

連結計算書類の「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

ラサ工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 滑川 雅臣

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 廣瀬 美智代

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ラサ工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラサ工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにあり、

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

ラサ工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 滑川 雅臣

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 廣瀬 美智代

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ラサ工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第158期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにあり、

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第158期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

ラサ工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 山本卓司 ㊟

常勤監査等委員 齊藤隆 ㊟

監査等委員 菊池達也 ㊟

監査等委員 藤田美穂 ㊟

(注) 監査等委員山本卓司、齊藤隆、菊池達也及び藤田美穂は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分につきましては、株主への利益還元を重視しつつも、業績の推移を勘案した財務体質改善及び将来の設備更新・拡充等、事業展開のための原資である内部留保との調和を総合的に検討し決定すること、及び安定配当を堅持しつつ配当性向のさらなる向上を目指すことが、株主の安定的・継続的な利益に繋がるものと考え、これを基本方針としております。これに加えて、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応として、「配当性向30%以上、ROE10%以上」という目標を設定しております。

第158期の期末配当につきましては、この基本方針に基づき以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき、金116円 総額 906,223,204円

これにより、中間配当金（1株につき64円）と合わせ、当期の年間配当金は、前期に比べ60円増配の1株につき180円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月26日

(注) 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当期の期末配当につきましては、配当基準日が2026年3月31日となりますので、当該株式分割前の株式数を基準として配当を実施いたします。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会で検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日等)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> さか お こう さく 坂 尾 耕 作 (1958年12月11日生) 第158期 取締役会出席状況 10回/10回	1983年4月 当社入社 1997年6月 当社化成品事業部大阪工場製造一課長 2006年6月 当社化成品事業部大阪工場長 2010年6月 当社化成品事業部技術・開発担当部長 2011年1月 当社電子材料事業部長兼営業部長 2011年6月 当社取締役電子材料事業部長兼営業部長、RAMM開発センター長、NCRI営業部・研究開発担当 2016年7月 当社取締役電子材料事業部長兼営業部長、NCRI営業部・研究開発担当 2018年10月 当社取締役電子材料事業部長、NCRI営業部・研究開発担当 2019年6月 当社代表取締役社長、電子材料事業部・NCRI 営業部・研究開発担当 2020年6月 当社代表取締役社長、研究開発担当 2023年6月 当社代表取締役社長執行役員、研究開発担当 2024年6月 当社代表取締役社長執行役員（現） (取締役候補者とした理由) 当社化成品事業部大阪工場長、電子材料事業部長、研究開発担当役員を務めるなど、当社の製造・販売・開発に関する豊富な経験・実績・見識を有し、また、現在は代表取締役社長執行役員として経営全般を担っております。これらの経験等を当社取締役会における重要な業務執行の決定と経営の監督に活かすことができると判断し、取締役候補者としております。	34,954株

候補者番号	氏名 (生年月日等)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">きた だ かつ せい 北 田 勝 誠</p> <p style="text-align: center;">(1969年9月10日生)</p> <p style="text-align: center;">第158期 取締役会出席状況 10回/10回</p>	<p>1995年4月 当社入社</p> <p>2008年4月 当社化成成品事業部営業部営業推進課主査</p> <p>2008年11月 当社化成成品事業部営業部営業推進課主査兼営業課主査</p> <p>2009年10月 当社化成成品事業部営業部東京営業所主査</p> <p>2014年4月 当社化成成品事業部大阪工場業務課長</p> <p>2022年4月 当社化成成品事業部大阪工場長</p> <p>2023年6月 当社執行役員化成成品事業部大阪工場長</p> <p>2024年6月 当社取締役上席執行役員、経営企画室長、DX推進担当(現)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 当社において長年化成品事業に携わり、2022年には化成成品事業部大阪工場長を務めるなど、当社の基幹事業の1つである化成成品事業に関する豊富な経験・実績・見識を有し、また、現在は取締役上席執行役員として経営企画部門を統括しております。これらの経験等を当社取締役会における重要な業務執行の決定と経営の監督に活かすことができると判断し、取締役候補者としております。</p>	2,101株
3	<p style="text-align: center;">新任</p> <p style="text-align: center;">みや の たか のり 宮 野 隆 徳</p> <p style="text-align: center;">(1972年2月16日生)</p>	<p>1995年4月 当社入社</p> <p>2010年4月 当社化成成品事業部営業部東京営業所主査</p> <p>2014年1月 当社化成成品事業部営業部東京営業所主査兼東北営業所長</p> <p>2015年1月 当社化成成品事業部営業部東京営業所長</p> <p>2017年4月 理盛精密科技股份有限公司総経理</p> <p>2022年5月 当社化成成品事業部営業部長兼東京営業所長</p> <p>2022年11月 当社化成成品事業部営業部長兼東京営業所長兼海外営業統括課長</p> <p>2023年6月 当社執行役員化成成品事業部営業部長</p> <p>2024年6月 当社上席執行役員化成成品事業部長兼営業部長(現)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 当社において長年化成品事業に携わり、2017年には当社海外子会社の現地責任者を務めるなど、当社の基幹事業に関する豊富な経験・実績・見識を有し、また、現在は上席執行役員として化成成品事業を統括しております。これらの経験等を当社取締役会における重要な業務執行の決定と経営の監督に活かすことができると判断し、取締役候補者としております。</p>	1,687株

候補者番号	氏名 (生年月日等)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	<p>新任</p> <p>はぶ よし ひろ 羽 部 吉 弘</p> <p>(1964年12月21日生)</p>	<p>1987年4月 当社入社</p> <p>2002年4月 当社化成品事業部営業部大阪営業所主査</p> <p>2002年10月 当社経理部財務課主査</p> <p>2007年4月 当社経理部財務課長</p> <p>2013年12月 当社化成品事業部営業部大阪営業所副所長</p> <p>2015年1月 当社化成品事業部営業部大阪営業所長</p> <p>2020年4月 当社総務部総務課長</p> <p>2021年10月 当社総務部次長兼総務課長</p> <p>2023年6月 当社執行役員総務部長(現)</p> <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>当社において化成品事業及び経理部門に携わり、2015年には化成品事業部大阪営業所長を務めるなど、当社の事業部門及び管理部門に関する豊富な経験・実績・見識を有し、また、現在は執行役員として総務部門を統括しております。これらの経験等を当社取締役会における重要な業務執行の決定と経営の監督に活かすことができると判断し、取締役候補者としております。</p>	2,246株
5	<p>新任</p> <p>はやし あつし 林 敦</p> <p>(1971年5月8日生)</p>	<p>1994年4月 株式会社日本興業銀行入行</p> <p>2011年11月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 統合推進PT参事役</p> <p>2013年7月 みずほ証券株式会社 コーポレートカバレッジ第二部ディレクター</p> <p>2015年1月 株式会社みずほ銀行営業第十五部次長</p> <p>2018年4月 同行証券部次長</p> <p>2019年4月 同行証券部副部長兼証券部次長</p> <p>2020年4月 同行証券部長</p> <p>2021年5月 同行社会・産業基盤第二部長</p> <p>2021年7月 同行社会・産業基盤第二部長(執行理事)</p> <p>2024年4月 みずほ信託銀行株式会社 信託ソリューション第一部長(執行役員)</p> <p>2026年5月 当社経理部長(現)</p> <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>金融機関で培われた経理・財務、事業経営に関する豊富な経験・実績・見識を有し、また、現在は経理部長として経理部門を統括しております。これらの経験等を当社取締役会における重要な業務執行の決定と経営の監督に活かすことができると判断し、取締役候補者としております。</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 上記所有する当社の株式の数とは別に、2026年3月末日現在のラサ工業社員持株会における持分として、取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者羽部吉弘氏は4,004株を所有しております。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告の「4.(4)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。各候補者は、取締役選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時において更新を予定しております。
4. 各候補者の所有する当社株式の数は、2026年4月1日付で実施した株式分割(1株を5株に分割)前の当期末(2026年3月31日)現在の株式数を記載しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役山本卓司氏及び藤田美穂氏の2名は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また齊藤隆氏が辞任いたしますので、新たに監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日等)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 再任 社外 独立 </div> <p style="text-align: center;"> やまもとたくし 山本卓司 (1967年3月18日生) 第158期 取締役会出席状況 10回/10回 </p>	<p>1991年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行</p> <p>2014年10月 同行松戸支社長</p> <p>2017年5月 同行金融・公共法人部長</p> <p>2018年4月 同行営業第四本部金融法人部長</p> <p>2019年4月 同行退職</p> <p>2019年5月 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社入社 執行役員 法人業務第3部長</p> <p>2020年5月 同社執行役員 ローン業務部長</p> <p>2021年10月 同社執行役員 バンキング本部本部長</p> <p>2022年6月 同社執行役員 サービシング本部本部長</p> <p>2023年6月 同社常務執行役員 サービシング本部本部長</p> <p>2024年6月 同社を退職、当社社外取締役〔常勤監査等委員〕（現）</p> <p>（選任理由及び期待される役割の概要） 金融機関において要職を歴任し、財務及び会計に関する高い知見を有するとともに、他社において経営に携わった豊富な知識と経験を活かした客観的な立場からの専門的な助言などが期待できることから、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、候補者としております。</p>	100株

候補者番号	氏名 (生年月日等)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">独立</div> はら だ だい すけ 原 田 大 輔 (1972年1月31日生)	1995年4月 農林中央金庫入庫 2009年4月 同金庫鳥取事務所次長 2011年2月 同金庫JAバンク統括部部长代理 2015年4月 同金庫大分支店長 2017年7月 同金庫JAバンク統括部副部长 2021年4月 同金庫岡山支店長 2024年4月 同金庫関東業務部長 2026年4月 同金庫営業企画部参事役(現) (選任理由及び期待される役割の概要) 農林中央金庫において要職を歴任し、金融分野における専門的知識を有するなど、財務及び会計に関する高い知見を有しており、当該知見を活かした客観的な立場からの専門的な助言などが期待できることから、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、候補者としております。	0株
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">独立</div> ふじ た み ほ 藤 田 美 穂 (1970年12月15日生) 第158期 取締役会出席状況 10回/10回	1999年4月 第一東京弁護士会登録 2000年6月 The University of Washington School of Law (LL.M) 法学修士課程修了 Yasuhiro Fujita Law Offices入所 2002年2月 米国カリフォルニア州弁護士登録 2004年4月 足立・ヘンダーソン・宮武・藤田法律事務所入所(現) 2022年6月 当社社外取締役[監査等委員](現) (選任理由及び期待される役割の概要) 長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と専門的知識を有しており、法律の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、候補者としております。	200株

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 上記監査等委員である取締役が選任された場合、社外取締役である監査等委員のうち2名が任意の指名・報酬委員会(定員3名)の委員として選定される予定ですので、役員の選任や報酬の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。
3. 山本卓司氏は、現在当社の特定関係事業者(子会社)であるラサスティール株式会社の監査役であります。
4. 山本卓司氏、原田大輔氏、藤田美穂氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は山本卓司氏及び藤田美穂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、山本卓司氏及び藤田美穂氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また、原田大輔氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を新たに独立役員として届け出る予定であります。
5. 山本卓司氏及び藤田美穂氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、山本卓司氏は2年、藤田美穂氏は4年となります。
6. 当社は、山本卓司氏及び藤田美穂氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を当社との間で締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。山本卓司氏及び藤田美穂氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、原田大輔氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社定款に基づき、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額といたします。
7. 山本卓司氏が過去に勤務していた株式会社三菱UFJ銀行との間には、金銭借入の取引関係が

ありますが、同社の貸付金残高に占める当社及び連結子会社向け貸付金残高は、同社事業年度末（2026年3月31日現在）において1%未満であること、当社における同社に対する売上は当連結会計年度において発生していないことより、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。

8. 原田大輔氏は2026年6月24日をもって、農林中央金庫を退職予定であります。
9. 原田大輔氏が現在勤務している農林中央金庫との間には、金銭借入の取引関係がありますが、同金庫の貸付金残高に占める当社及び連結子会社向け貸付金残高は、同金庫事業年度末（2026年3月31日現在）において1%未満であること、当社における同金庫に対する売上は当連結会計年度において発生していないことより、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。
10. 藤田美穂氏は現在株式会社箱根ホスピタリティの代表取締役であります。同社と当社との間に取引関係はございません。
11. 藤田美穂氏が2000年から2004年に勤めておりましたYasuhiro Fujita Law Officesは、当社の子会社であった米国法人RASA ELECTRONICS, INC.(2011年9月に解散)の顧問弁護士事務所でありましたが、顧問報酬は、1百万円/年以下であったことから、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。
12. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告の「4. (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者は、監査等委員である取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時において更新を予定しております。
13. 各候補者の所有する当社株式の数は、2026年4月1日付で実施した株式分割（1株を5株に分割）前の当期末（2026年3月31日）現在の株式数を記載しております。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等について、2019年6月27日開催の第151期定時株主総会において、年額160百万円以内（うち社外取締役分は10百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。その後の経済情勢の変化や取締役に期待される役割の拡大を勘案し、当社のさらなる成長と企業価値の向上を図るため、取締役の報酬等の額を、年額250百万円以内（うち社外取締役分は20百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）とすること、及び各取締役に對する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

また、本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給基準、現在の役員の数及び今後の動向等を総合的に勘案し、社外取締役を過半数とする任意の指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

現在の取締役は4名ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は5名となります。

本議案とは別枠で、2021年6月29日開催の第153期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は年額23百万円以内、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年24,000株（2026年4月1日付株式分割後は年120,000株）以内と決議されております。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

当社は、監査等委員である取締役の報酬等について、2019年6月27日開催の第151期定時株主総会において、年額50百万円以内とご承認いただいております。つきましては、企業の社会的責任に対する要請の高まりにより、監査等委員である取締役に求められる職責や業務負担などを勘案して、適切な報酬水準を確保するため、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額70百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に對する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給基準、現在の役員の数及び今後の動向等を総合的に勘案して、取締役会の審議を経て決定しており、相当であるものと判断しております。

第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

【ご参考】スキル・マトリックス（取締役 に期待するスキル等）

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキル・マトリックスは、次のとおりであります。

男性 8名 女性 1名 （役員のうち女性の比率 11.1%）

	企業経営	事業戦略 マーケティング	財務 会計	法務 コンプライアンス 内部統制	人事・労務	国際性	製造技術 研究開発	CSR/ESG等
坂尾 耕作	○			○			○	○
北田 勝誠	○	○					○	○
宮野 隆徳	○	○				○	○	
羽部 吉弘			○	○	○			○
林 敦	○	○	○	○				
山本 卓司	○	○	○					
原田 大輔		○	○		○			
菊池 達也	○	○			○			
藤田 美穂				○	○	○		

※ 上記表は、各氏が保有する全ての知見・経験を示すものではありません。

以 上

株主総会会場案内

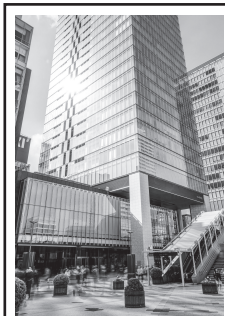
会場

東京都千代田区外神田一丁目18番13号
秋葉原ダイビル 5階カンファレンスフロア

交通

JR 秋葉原駅（電気街口）	徒歩 1分
東京メトロ銀座線 末広町駅（1番出口）	徒歩 3分
東京メトロ日比谷線 秋葉原駅（2番出口）	徒歩 4分
つくばエクスプレス 秋葉原駅（A3出口）	徒歩 3分

1階入口より
エレベーターで
お越しください。



秋葉原ダイビル

